

意見案第 1 号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員  
の処遇改善と雇用安定に関する意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議  
会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

平成 31 年 3 月 11 日

提出者 富良野市議会議員 宇 治 則 幸 ㊟

賛成者 同 石 上 孝 雄 ㊟

同 同 水 間 健 太 ㊟

同 同 今 利 一 ㊟

同 同 後 藤 英知夫 ㊟

同 同 大 栗 民 江 ㊟

同 同 関 野 常 勝 ㊟

—提出先— 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

# 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員 の処遇改善と雇用安定に関する意見書

総務省調査によると、2017年度の北海道と道内市町村に勤務する臨時・非常勤等職員は、延べ6.3万人にのぼり、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっている。正規職員と同様の働き方にもかかわらず、年収は200万円程度と正規職員に比べて圧倒的に低く、休暇制度においてもその待遇差は大きくなっており、地方自治体に勤務する正規・非正規の賃金・労働条件の格差は拡大する一方である。

こうしたなか、2017年5月11日に地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めている。

については、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤等職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次の措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

1. 各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
2. 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向も踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職員」に適用させるよう法整備をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成31年 3月15日

富良野市議会